

**山梨県営電気事業の次期売電方法調査検討業務委託
事業者募集要項**

1 業務の概要

- (1) 業務名 山梨県営電気事業の次期売電方法調査検討業務委託
- (2) 業務の目的

県営電気事業における現在の売電契約が、令和5年度末に満了することから、令和6年度以降の売電方法（以下、「次期売電方法」という。）について調査検討を行う。

- (3) 業務内容、仕様書

別紙「山梨県営電気事業の次期売電方法調査検討業務委託仕様書」のとおりです。

2 履行期間

契約の翌日から令和4年3月15日まで

3 委託費の上限額

27,324,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 事業者の募集及び選定について

公募型プロポーザル方式で実施します。受託を希望する事業者は参加申込書、提案書などを提出期限までに提出してください。提案内容を審査のうえ、最も優れた能力を有すると認められる事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定します。

5 公募型プロポーザル参加資格

応募する会社・団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 山梨県入札参加資格者名簿において登録業種として「調査・研究」に登載されている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 平成27年度以降、電力システム改革及び電力自由化に関する調査、分析業務の履行実績を有すること。
- (6) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (7) 山梨県の指名停止期間中の者でないこと。

6 スケジュール

(1) 応募期間	令和3年4月26日～同年5月17日
(2) 質問書提出期限	令和3年5月17日16時まで
(3) 質問回答期限	令和3年5月19日
(4) 提案書等提出期限	令和3年5月24日17時まで
(5) 提案書の審査会(プレゼンテーション)開催	令和3年6月2日 予定
(6) 提案者への結果通知	令和3年6月9日 以降

※ 企画提案説明会は実施しません。

7 書類の提出について

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書(様式1)

イ 事業者の概要(様式2)、パンフレット等

ウ 業務実績書(平成27年度以降)(様式3)

電力システム改革及び電力自由化に関する調査、分析業務などの業務実績が確認できる契約書の写し、仕様書の写しなどを添付してください。添付する資料は内容(契約書の写しにおいては契約名称、契約日、契約期間、発注者・受注者名称など、仕様書の写しにおいては業務内容など)が確認できる一部でも可とします。

エ 提案書(様式4)

「山梨県営電気事業の次期売電方法調査検討業務委託仕様書」の業務の内容を踏まえたうえで、業務実施方針、業務実施体制、業務スケジュール及び調査・検討方針を記載してください。

オ 見積書(参考様式)

参考様式を参考にして、見積書を作成してください。

※書類のサイズはA4とします。A3を使用する場合は折りたたんでください。

(2) 提出部数

7部(正1部、写し6部)

(3) 提出期間

ア 参加申請書等(様式1、様式2、様式3)

令和3年4月26日から令和3年5月17日まで

イ 提案書等(様式4、見積書)

令和3年4月26日から令和3年5月24日まで

(4) 提出場所

山梨県企業局電気課(山梨県庁北別館5階)

(5) 提出方法

直接持参または郵送等(到達確認ができるもの)により提出してください。郵送等の場合は最終日の17時までに到着するよう、早めに発送してください。

8 質問の受付と回答

(1) 受付期間

令和3年4月26日9時から令和3年5月17日16時まで

(2) 受付方法

質問書(様式5)を電子メールにより問合せ先に提出してください。

電話による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問及び回答は令和2年5月19日までに山梨県企業局電気課のホームページに掲載することにより、全ての参加者全員に周知します。

9 審査

(1) 審査会

提案内容について、「山梨県営電気事業の次期売電方法調査検討業務委託に関する事業者選定評価審査会」を設置して審査します。見積額が予定価格を上回った場合、参加資格を満たさない事業者の提案書及び提出書類の条件を満たさない事業者の提案書は無効となり、審査の対象とはなりません。また、審査の対象となる提案が1者のみであった場合、審査会の開催を省略することがあります。なお、評価点の合計が、審査書の合計得点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。

(2) 評価基準

区分	評価項目	評価対象	評価の視点	配点	
業務遂行能力	業務実績	業務実績書 (添付資料)	◇平成27年度以降、電力システム改革及び電力自由化に係る調査、分析業務を実施の状況。	10	
	業務実施体制	提案書	◇業務を効果的・効率的に実施するための体制が整えられているか。	10	
	配置要員	提案書	◇同種業務の実績があり、業務を実施するのにふさわしい要員が配置されているか。	10	
業務内容	全体理解度	提案書	◇本委託の実施目的、業務内容を理解したうえで、全体の実施方針が提案されているか。	20	
	業務内容	提案書	◇調査方法や調査内容が具体的に提案されているか。 ◇調査方法が適切で、調査・検討の内容が、必要かつ十分な提案となっているか。	20	
			◇県営電気事業の経営状況を分析し県の政策を踏まえた事業モデルの検討に関する提案があるか。 ◇地域貢献に繋がる提案があるか。		40
			◇国内外で関連する電力政策に係る動向及び各種電力市場の制度設計の分析に関する提案があるか。		20
			◇売電形態に関する提案があるか。		40
			◇地域新電力の設立に関する提案があるか。		20
			◇非化石価値、CO ₂ フリー価値の活用（RE100、企業誘致、PPA等）に関する提案があるか。		20
見積書の内容	見積金額	見積書	◇見積額が委託内容に対して妥当なものとなっているか。	10	
合 計				200	

- ・業務遂行能力、見積書の評価について

評価点は各配点に対して、評価内容に応じた係数を乗じて算出します。

評価	A	C	E
係数	1.0	0.5	0
評価内容	評価の視点の要件を十分満たしている	評価の視点の要件を満たしている	評価の視点の要件を満たしていない

【例】業務実績の評価内容が「評価の視点の要件を十分満たしている」のとき
業務実績の評価点は $10 \times 1.0 = 10$ (点)

- ・業務内容の評価について

評価点は各配点に対して、評価内容に応じた係数を乗じて算出します。

評価	A	B	C	D	E
係数	1.0	0.75	0.5	0.25	0
評価内容	特に優れている	優れている	平均的	劣っている	特に劣っている

【例】業務内容の評価内容が「優れている」のとき業務
内容の評価点は $20 \times 0.75 = 15$ (点)

※各委員の評価結果を集計して、その合計点で提案書を評価します。

(3) プレゼンテーションの日程等

- ・日時 令和3年6月2日(水) 予定 ※時間は各提案者に対して個別に連絡します。
- ・場所 山梨県庁北別館5階 企業局大会議室
- ・企画提案の所要時間
プレゼンテーション 20分間
審査委員による質疑 約10分間
- ・その他

提案説明者は、企画業務の主たる担当者が行うこと
会場には山梨県企業局側でプロジェクターを用意する。

10 選定結果の通知

全ての提案事業者に対して選定結果を通知し、受注者として決定した者の名称を山梨県企業局電気課のホームページで公表します。なお、審査の経緯は公表しません。

11 契約手続きについて

- (1) 受注者に選定された者と発注者との間で、内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結します。
- (2) 受注者に選定された者との協議が整わない場合は、提案次点者と同様の契約手続きを行います。
- (3) 事業実施にあたっては必ず企業局と協議を行いながら進めるものとし、契約後の変更については、その都度協議することとします。

12 その他

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 提出期限以降は、書類の差替え及び再提出はできません。
- ③ プロポーザル参加に係る費用については、事業者の負担となります。
- ④ 書類の提出、問合せ等は平日 9時から 17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

13 問合せ先

担当部署 : 山梨県企業局電気課経営管理担当 勝俣、齊藤
住所 : 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 : 055-223-5389
FAX : 055-223-5393
電子メール : kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp